

南相馬市いじめ防止基本方針

平成30年11月

南相馬市・南相馬市教育委員会

目 次

はじめに	3
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1. 南相馬市いじめ防止基本方針策定の目的	4
2. いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3. いじめの定義	5
4. いじめの理解	6
5. いじめの防止等に関する基本的考え方	
(1) いじめの未然防止	8
(2) いじめの早期発見	9
(3) いじめへの対処	9
(4) 地域や家庭との連携	9
(5) 関係機関との連携	10
第2 いじめの防止等のための対策の内容	
1. いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	
(1) 市及び教育委員会におけるいじめの防止等のための組織の設置	
南相馬市いじめ問題対策連絡協議会	11
南相馬市いじめ問題対策委員会	11
南相馬市いじめ問題再調査委員会	11
(2) 市及び教育委員会におけるいじめの防止等に関する取組	
道徳教育の充実	12
人権教育の充実	12
放射線教育の推進	13
体験活動の推進	13
教育相談体制の整備	13
特別支援教育の推進	14
情報モラル教育の推進	14
子育てに関する学習機会等の充実	14
家庭教育力向上のための支援体制の充実	14
地域や家庭との連携	14
関係機関との連携	14
定期的ないじめアンケート調査の実施	14
教育・心理検査の実施	14
教職員研修の充実	15

学校指導体制の整備	15
学校評価の取組	15
2. いじめの防止等のために学校が実施する施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	15
(2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	16
学校いじめ対策組織	16
学校いじめ問題対策連絡協議会	18
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	18
いじめの未然防止	18
いじめの早期発見	19
いじめへの対処	20
いじめの解消	21
3. 重大事態への対処	
(1) 重大事態の定義	22
(2) 調査を要する重大事態	22
(3) 重大事態の報告	20
(4) 調査の趣旨及び調査主体	23
(5) 調査を行う組織	23
(6) 事実関係を明確にするための調査の実施	23
いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	24
児童生徒の死亡、入院等、いじめを受けた児童生徒からの 聴き取りが不可能な場合	24
児童生徒の自殺が起こった場合の調査	24
(7) 調査結果の提供及び報告	25
いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報 提供	25
調査結果の報告	26
(8) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	26
市長による再調査	26
再調査の結果を踏まえた措置等	26
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1. 南相馬市いじめ防止基本方針の改定	28
2. 校務の効率化	28
3. 個人情報の取扱い	28
4. 記録の保存	28

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす深刻な人権侵害につながるものであり、場合によっては、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、決して許される行為ではありません。

国は、いじめ防止対策推進法を平成25年9月28日に施行し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下、同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本理念、国及び地方公共団体等の責務、いじめの防止等に関する基本方針の策定等が示されました。

また、平成25年10月11日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、さらに、平成29年3月14日には、国の基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定される等、見直しがなされたところです。

本市においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一発電所事故の影響により、今なお、多くの子どもたちが、これまでとは違った生活を余儀なくされており、心の教育やいじめ防止のための取組の重要性が高まっていること、また、平成29年2月に市内中学校において発生したいじめによる自死事案の教訓を踏まえ、本市におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成30年4月、南相馬市いじめ防止等に関する条例（南相馬市条例第22号。以下「条例」という。）を制定しました。

「南相馬市いじめ防止基本方針」は、本条例の趣旨並びに南相馬市いじめ問題対策委員会の「調査報告書」の提言を踏まえるとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、市、教育委員会、学校、保護者、子ども、地域住民、関係機関等が連携して、いじめを許さない環境づくりと未然防止、早期発見、早期解決に向けて取組むことにより、次世代を担う子どもたちが一人の人間として尊重され、互いに思いやりを持ち、健やかに成長することができる環境を実現することを目指すために策定するものです。

第 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1. 南相馬市いじめ防止基本方針策定の目的

法第 12 条及び条例第 11 条の規定に基づき、南相馬市(以下「市」という。)
の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する
ために策定する。

法第 12 条(地方いじめ防止基本方針)

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

条例第 11 条(南相馬市いじめ防止基本方針の策定)

市は、法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、社会情勢の変化及びいじめの防止等に係る取組の検証等を踏まえ、必要に応じて基本方針を見直すものとする。
- 3 市は、基本方針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

市、学校、保護者、地域住民及び関係機関等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会をつくるためにそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等の対策に取り組むものとする。

法第 3 条(基本理念)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3. いじめの定義

法第2条に定められているとおり、「いじめ」とは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍している等、一定の人的関係¹にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめに当たるか否かの判断については、以下の点を踏まえて対応することが大切である。

- (ア) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく「学校いじめ対策組織」を活用して行うこと。
- (イ) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つこと。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- (ウ) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断すること。
- (エ) インターネット上で悪口を書かれる等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (オ) 教職員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「学校いじめ対策組織」へ事案の情報共有を行うこと。
- (カ) 具体的ないじめの態様の例
 - (a) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - (b) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - (c) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - (d) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - (e) 金品をたかられる。
 - (f) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - (g) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

¹ 一定の人的関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

² 物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

- (h) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- (キ)「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重要な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報を行い、警察と連携した対応を取ることを。

法第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

4. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる。

さらには、いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにするとともに、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような指導を行うことが必要である。

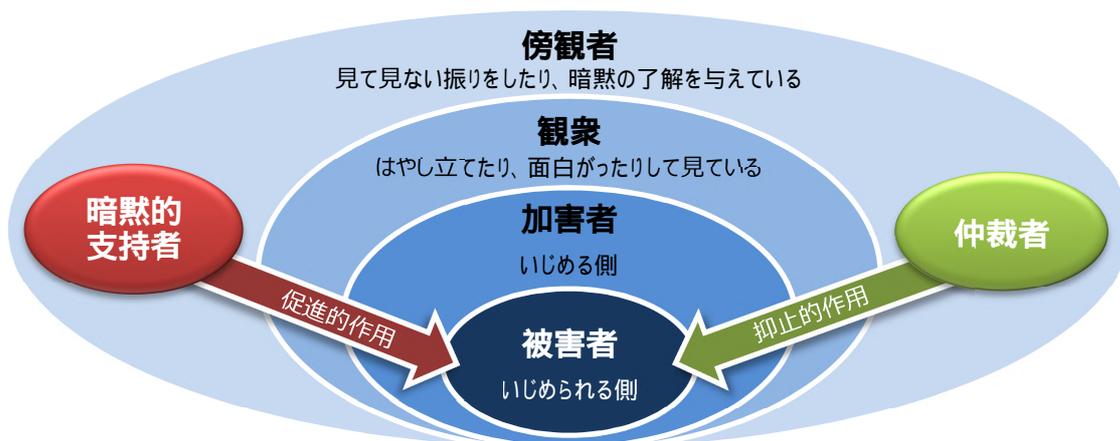


図 いじめ集団の4層構造

また、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが大切である。

(ア) 発達障がいを含む障がいのある児童生徒

教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うこと。

(イ) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる児童生徒

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行うこと。

(ウ) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知すること。

(エ) 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むこと。

5. いじめの防止等に関する基本的考え方

本市においては、「いじめをしない・させない・許さない」の考え方を基本に、市・教育委員会・学校・保護者・地域住民・関係機関等と連携を図り、いじめの防止等の取組みを推進するものとする。

(1) いじめの未然防止

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。特に、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるためには、関係者が一体となった継続的な取組を行うことが重要である。

(ア) 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

(イ) 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。また、インターネットやSNS等の使い方について一定のルールを設ける等、トラブルの防止に努める。さらには、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(ウ) 子どもは、お互いの人格を尊重し、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めるとともに、周囲にいじめの兆候等があると思われるときは、当事者への声かけ又は教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談すること等に努める。

(エ) 地域住民は、地域において子どもに対する見守り、声掛け等を行うことにより、子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、関係する学校、教育委員会、関係機関等に情報を提供するよう努める。

(オ) 子どもの健全育成に関わる関係機関等は、いじめの防止等のための対策の推進に関し、相互に連携を図るよう努める。

(カ)市及び教育委員会は、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

(ア)いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

(イ)いじめの早期発見のため、教育委員会や学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談の窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。特に、学校は、児童生徒への日常的な観察や関わりを大切にする。

(3) いじめへの対処

(ア)いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事実確認を行い適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。

(イ)教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、いじめの事案に係る情報共有を図り、校内研修等を通して理解を深めておくとともに、学校いじめ防止基本方針の共通理解を図り、学校における組織での対応を可能とするため、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭やスクールカウンセラー³等が連携し、組織的に対応できる体制を整備する。

(4) 地域や家庭との連携

(ア)地域社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。

(イ)より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

³ スクールカウンセラー：臨床心理の専門知識や相談の経験を持ち、児童生徒のカウンセリングや保護者への助言等を行う。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会と関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であるため、日頃から、双方の担当者が情報を共有できる体制の構築に努める。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1. いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これに必要な措置を講ずる。

(1) 市及び教育委員会におけるいじめの防止等のための組織の設置

南相馬市いじめ問題対策連絡協議会

教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関等と連携を図るため、条例の定めるところにより「南相馬市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

本協議会は、小中学校校長会、市・教育委員会、児童相談所、法務局、警察、PTA連絡協議会等の機関、団体等の委員で構成する。

南相馬市いじめ問題対策委員会

教育委員会は、法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行わせるため、条例の定めるところにより、教育委員会の附属機関として「南相馬市いじめ問題対策委員会」を設置する。

本委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者（弁護士、精神科医等）で構成する。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成する等、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

南相馬市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果について、報告を受けて、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うものとする。

再調査は、条例の定めるところにより、市長の附属機関として「南相馬市いじめ問題再調査委員会」を設置し、教育委員会による調査の結果について調査を行うこととする。

本委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者（原則として、南相馬市いじめ問題対策委員会の構成員を除く。）で構成する。なお、当該再調査に係るいじめ事案の関係者と直接の

人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成する等、公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

法第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第30条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（2）市及び教育委員会におけるいじめの防止等に関する取組

市及び教育委員会は、いじめの防止等の対策におけるそれぞれの役割を担い、連携を図りながら、一体となって取り組むものとする。

道徳教育の充実

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、生命を大切にする心やお互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある行動、思いやりの心、寛容な心などの道徳性を身に付けることができるよう、学校教育活動の全体を通して道徳教育の充実を図る。

人権教育の充実

差別や偏見をなくすため、児童生徒が、発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さ

を認めること」ができるよう、一人一人を大切にした教育を充実させることにより、人権教育の充実を図る。

放射線教育の推進

心身ともに健康で安全な生活を送るために、児童生徒の発達段階に応じて放射線等に関する基礎的な知識についての理解を深め、自ら考え、判断し、行動する力を育成するため放射線教育の推進を図る。

体験活動の推進

児童生徒の発達段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間等において、自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、交流活動等を行うことにより、思いやりの心や規範意識等の育成を図るとともに、児童会や生徒会活動等でのいじめ防止啓発等、各学校における児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組を支援する。

教育相談体制の整備

スクールカウンセラーを各学校へ配置するとともに、学校からの要望に応じてスクールソーシャルワーカー⁴を派遣し、いじめをはじめ、児童生徒、保護者の心のケアやいじめ、不登校、人間関係の悩み等に対して支援・助言を行うなど、子どもたちや保護者の多様化する悩みに対応できる教育相談体制の充実に努める。

また、学校教育支援センター⁵における教育相談体制の整備に努めるとともに、「ふくしま24時間子どもSOS」や「ダイヤルSOS」等、いじめに関する通報・相談窓口について、児童生徒や保護者から活用されるよう積極的な情報提供に努める。

【学校教育支援センターによる教育相談体制】

(ア) 臨床心理士による心のケア相談会

いじめや不登校等、心に悩みを抱えている児童生徒及び保護者に対して、専門的な立場から助言や支援を行う。

(イ) 教育相談

いじめや不登校等、児童生徒についての悩みや心配ごとについて、教育指導員が来所・電話による相談を受け、助言や指導を行う。

特別支援教育の推進

障がいの有無等により分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習等を通して障がいのある児童生徒に対する理解の促進を図るとともに、介助員や学習支援員の配置等により適切な支援や指導に努める。

⁴ スクールソーシャルワーカー：社会福祉制度の知識を持ち、学校、家庭、地域の関係機関等と連携して支援する。

⁵ 学校教育支援センター：教育に関する相談、学校適応指導、教職員の研修及び教育に関する調査研究等の支援事業を行い、学校教育の充実と振興に資することを目的として設置するもの。

情報モラル教育の推進

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童生徒に対し具体的に理解させる。また、各学校において、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。

子育てに関する学習機会等の充実

保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、大人と子どもの関わりを充実させるための取組を推進する。

家庭教育力向上のための支援体制の充実

保護者に対して、家庭教育に関する分かりやすい情報提供を進めるとともに、地域における子育て・家庭教育の支援員等の資質向上に取り組むなど、子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努める。

地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもと関わり、子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校評議員会、放課後児童クラブ等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

関係機関との連携

警察、児童相談所、法務局等の関係機関との適切な連携を図るため、「南相馬市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報交換等を行うとともに、いじめの防止等の取組を推進する。

また、学校警察連絡協議会や青少年育成市民会議等の関係団体とも連携を図りながら、いじめを含む児童生徒の指導上の問題解決を目指した取組を進める。

定期的ないじめアンケート調査の実施

いじめの実態把握、早期発見のため、児童生徒及びその保護者を対象に定期的なアンケート調査等を実施し、取組状況について把握するとともに、要注意事項⁶について適切に指導・助言を行う。

教育・心理検査の実施

児童生徒を対象に教育・心理検査⁷を一斉に実施し、学級集団のアセスメントと学級満足度尺度における要支援群にいる児童生徒の状況を確認し、対

⁶ 注意事項：いじめとして認知される事案のうち、いじめが繰り返し行われるものや、いじめの程度が悪質なもの。

⁷ 教育・心理検査：個人の性格や適性、学力等の心理的な特性を客観的・数量的に理解するための資料を提供する目的で作成されており、主な検査としてhyper QU（学級経営）等がある。

応策を協議することにより、いじめや不登校の早期発見、早期解決につなげる。

教職員研修の充実

いじめをはじめとする児童生徒への指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図る。

学校指導体制の整備

教職員が自ら学び、児童生徒と向き合う時間を確保するため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員⁸又は外部講師の配置、教職員が行う業務の明確化等を含む教職員の業務負担の軽減を図ることにより、学校のチーム力や教員の指導力を最大化し、豊かな教育環境の形成を目指す。

学校評価の取組

学校評価⁹においては、いじめの有無や認知件数だけでなく、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な組織的対応等、学校いじめ防止基本方針に基づき取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施、再発防止策の検討、関係機関との連携等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、学校に対して必要な指導・助言を行う。

また、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止、早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に徹底する。

2. いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、市いじめ防止基本方針を参酌して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基

⁸ **部活動指導員**：部活動に関する技術的な指導に従事する学校職員。学校の教育課程に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。校長は部活動指導員に部活動顧問を命じることができる。

⁹ **学校評価**：学校の実態や課題を明らかにし、学校運営の改善を図ること。学校が自らの取組みを評価し、改善につなげるために、教育目標をもとに具体的な手だてや指標を示した「学校経営・運営ビジョン」を掲げ、実践・評価・改善を行う。

本的な方向や、取組の内容等を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校のホームページや学校だより等を活用して周知し、保護者や地域住民との共通理解を図り、連携していじめの防止等の対策に取り組む。

(ア) 策定の意義

- (a) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (b) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。

(イ) 内容

- (a) いじめの防止等に向けての基本理念(いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒の立場に立ち、絶対に守り抜くことを含む。)
- (b) いじめの防止等のための組織
- (c) いじめの未然防止のための取組
- (d) いじめの早期発見の取組
- (e) いじめに対する措置
- (f) 年間計画
- (g) 評価と改善(取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることを含む。)

法第13条(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校において組織的にいじめの防止等に取り組むため、「学校いじめ対策組織」及び「学校いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に参加を求め、適切に対応する。

学校いじめ対策組織

学校いじめ対策組織は、生徒指導委員会等の既存の組織を活用し、いじめ

の防止等の措置を実効的に行うべく機能させ、責任者である校長は、校長の役割、教職員の役割を明確にした上で、組織を構成・運営し、その名称も含めて学校の判断に委ねる。

(ア) 組織の役割

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。

- (a) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- (b) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- (c) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、いじめの情報の迅速な共有、及び関係する児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査等による事実関係の把握を行う。
- (d) いじめを受けた児童生徒に対する支援やいじめを行った児童生徒に対する指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(イ) 留意事項

- (a) いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。
- (b) いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員は些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するよう求める。
- (c) 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクル¹⁰による検証を行う。
- (d) 当該組織は、学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定するとともに、個々のいじめの事案に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

¹⁰ P D C Aサイクル：Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）の4段階の頭文字をつなげたものでこれを繰り返し、サイクルを向上させることによって継続的に業務を改善しようとする考え方。

- (e) 重大事態に関する調査のための組織については、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて心理や福祉の専門家を加える等、適切に対応する。

学校いじめ問題対策連絡協議会

学校において組織的にいじめの防止等に取り組むため、教職員、心理や福祉の専門家、関係者による「学校いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(ア) 組織の役割

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に応じて適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割を担う。

- (a) いじめに係る情報の共有、分析を行う。
- (b) いじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために緊急会議を開催し、協議を行う。

(イ) 留意事項

- (a) 学校いじめ防止基本方針の見直し、いじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルによる検証を行う。
- (b) 当該組織は、学校の管理職、生徒指導担当教員、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、保護者代表、民生委員、児童委員等から学校の実情に応じて決定する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止

- (ア) いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- (イ) 未然防止を図るためには、児童生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- (ウ) 指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- (エ) 児童生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、教職員の言動が児童

生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- (オ) 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自身が心の結びつきや信頼感を高め、自尊感情を高めていくよう努める(絆づくり¹¹)。
- (カ) 児童生徒が安心できる自己肯定感や充実感を持てる場所を教職員が作り出すよう努める(居場所づくり¹²)。
- (キ) 児童生徒に人権意識を高める指導を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努める。
- (ク) 児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組を推進する。
- (ケ) 家庭や地域に対し、学校のいじめ対策についての基本方針等を周知し、理解を得るよう努める。
- (コ) 幼稚園(保育所)・小学校・中学校間の連携を密にし、特に配慮が必要な児童生徒や過去にいじめを受けた児童生徒等について、適切な支援を継続して行えるよう情報交換に努める。
- (サ) いじめの問題に対する日常の取組みとして、関係機関等と連携・協力した対応に努める(警察、児童相談所等)。

いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- (イ) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ(顔色、表情、学習態度、反応、言葉遣い、持ち物、友達関係、遅刻・欠席等)。
- (ウ) 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (エ) 学校は、学校いじめ防止基本方針において、児童生徒・保護者への定期的ないじめアンケート調査、教育相談、hyper-QU検査等の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておくものとする。

¹¹ 絆づくり：授業や行事の中ですべての児童生徒が活躍できる場面を教職員が作り出すことで、児童生徒同士が主体的に紡ぎ出すもの。

¹² 居場所づくり：授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着けるような場所を教師が作り出すことで、些細な行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がってしまわない潤いに満ちた風土をつくる。

- (オ) 学校は、児童生徒の相談に対して、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (カ) いじめの傍観者の中で、いじめの兆候を認識している児童生徒が、教職員や保護者に安心していじめの事実を報告しやすい環境を構築するため、いじめの報告を受けた教職員は守秘義務を負っていること、学校は何があっても児童生徒を守るとのメッセージを児童生徒に発信するよう努める。
- (キ) 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題等に関する校内研修を行う。
- (ク) 教職員と保護者との間で、いじめ問題に関する正確な理解を共有し、信頼関係の構築に努める（電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等）。

いじめへの対処

- (ア) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。なお、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- (イ) いじめを受けた児童生徒を守り通し、いじめを行った児童生徒に対しては、謝罪や責任を問うことに終始することなく、当該児童生徒の人格の形成に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組む。
- (ウ) 児童生徒の特性を十分に配慮し、校長のリーダーシップの下、学校としての意思決定に従い、学校が有する人的資源を最大限活用することにより対処する。
- (エ) 重大事案につながる疑いのある事案は、速やかに教育委員会へ情報を報告し、教育委員会との連携の下で対応する。
- (オ) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談・通報することが必要なものも含まれることから、教育委員会との連携や学校警察連絡協議会との情報交換等を引き続き行い、警察等関係機関との連携強化に努める。
- (カ) 学校は、指導や懲戒にもかかわらず、悪質ないじめや暴力等の反社会的行動をとる児童生徒に対しては、状況に応じて、他の児童生徒の学習環境を守るとともに、その児童生徒を立ち直らせるため、個別指導や別室等での教育等も行う。また、保護者に対しても理解と協力を求めるべ

く働きかけるとともに、保護者に重大な問題がある場合には、児童生徒を守るため、状況に応じ、児童相談所や警察等の関係機関に連絡する。なお、学校が最大限の努力を重ねたにもかかわらず、いじめや暴力行為を執拗に繰り返すような反社会的な行動をとる児童生徒に対しては、教育委員会は学校教育法に基づく出席停止制度を活用する。

法第23条（いじめに対する措置）

- 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
 - 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめの解消

(ア) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

(a) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月継続していること。ただし、要件事案については6か月を目安とし、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対していじめがないかどうかを面談等により確認のうえ、学校いじめ対策組織等により判断する。

(b) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対

- し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (イ)いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。
- (ウ)いじめが解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について日常的に注意深く観察すること。

3. 重大事態への対処

いじめの重大事態については、市いじめ防止基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）等により適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

(2) 調査を要する重大事態

(ア) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- (a) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (b) 身体に重大な傷害を負った場合
- (c) 金品等に重大な被害を被った場合
- (d) 精神疾患を発症した場合

(イ) いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義¹³を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(ウ) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

¹³ **不登校の定義**：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

児童生徒や保護者から申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行い、適切かつ真摯に対応する。

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

(ア) 法第28条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

(イ) 教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

(ウ) 学校が調査主体となる場合、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(5) 調査を行う組織

学校が設置した「学校いじめ対策組織」に心理や福祉の専門家等を加えた組織又は教育委員会が設置した「南相馬市いじめ問題対策委員会」において調査を行う。

ただし、構成員に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

いつ(いつ頃から)

誰から行われ

どのような態様であったか

いじめを生んだ背景事情

児童生徒の人間関係にどのような問題があったか

学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実

関係を速やかに調査する。

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- (ア) いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取る。
- (イ) 在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。
この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- (ウ) いじめを行った児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- (エ) いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が積極的に指導・支援を行うとともに、関係機関と適切に連携して対応に当たる。

児童生徒の入院や死亡等、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に対して今後の調査について説明し、調査に着手する。

児童生徒の自殺が起こった場合の調査

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- (ア) 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの遺族への配慮と丁寧な説明を行う。
- (イ) 学校は、在校生及びその保護者に対して説明を行う際は、説明内容について事前に遺族に了解を取るよう努める。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、遺族が学校等に対して不信を抱く原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。
- (ウ) 教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ) 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関

する方針等について、できる限り丁寧な説明を行う。

- (オ) 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- (カ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- (キ) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖(後追い)の可能性のあること等を踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であるため、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言(2008年)

>控えてほしいこと

- ・遺体や遺書の写真を掲載する。
- ・自殺方法を詳しく報道する。
- ・単純化した原因を報道する。
- ・自殺を美化したりセンセーショナルに報道する。
- ・宗教的・文化的な固定観念を当てはめる。
- ・自殺を非難する。

>積極的にしてほしいこと

- ・精神保健の専門家と緊密に連絡を取る。
- ・自殺に関して「既遂」(completed)という言葉を用い、「成功」(successful)という言葉は用いない。
- ・自殺に関連した事実のみを扱う。
- ・一面には掲載しない。
- ・自殺以外の他の解決法に焦点を当てる。
- ・電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する。
- ・自殺のサインについての情報を伝える。

(7) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- (ア) 教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮す

る等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。なお、報告書等を提供する場合、個人名等が特定される恐れがあるものについては、マスキング処理(黒塗り)をして開示する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

(イ) アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

(ウ) 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

(エ) いじめを受けた児童生徒の自殺事案については、南相馬市いじめ問題対策委員会の協力を得て、遺族に対してできる限りの配慮と丁寧な説明に努める。

調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会を通じて市長に報告する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市長による再調査

(ア) 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「南相馬市いじめ問題再調査委員会」において、再調査を行うことができる。

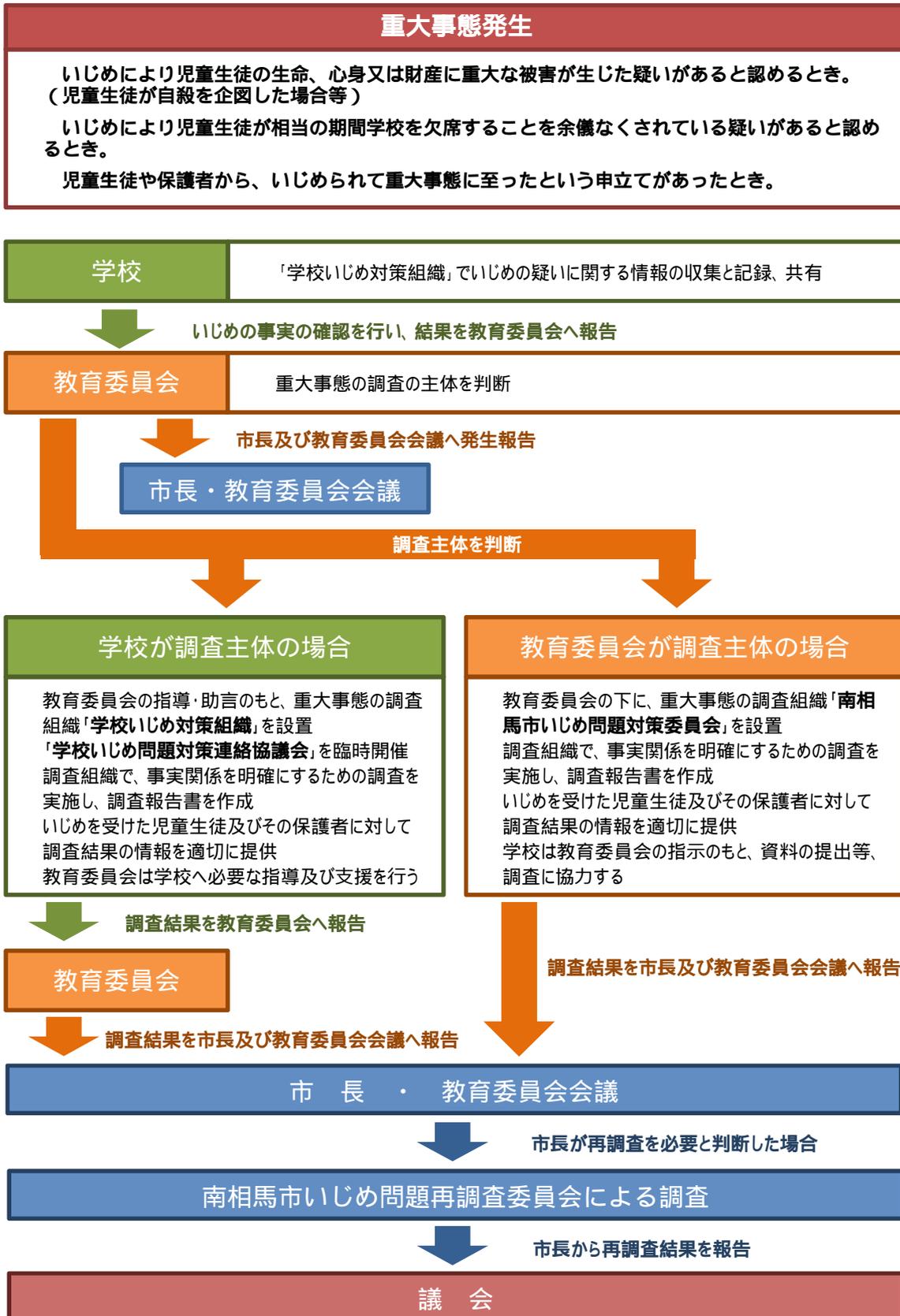
(イ) 再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

再調査の結果を踏まえた措置等

(ア) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

(イ) 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

重大事態対応フロー図



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1．南相馬市いじめ防止基本方針の改定

市及び教育委員会は、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2．校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等の取組を迅速かつ適切に対処していくことができるようにするため、学校の管理職は一部の教職員に過度な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

3．個人情報の取扱い

いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由なく、職務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

また、個人情報の取扱いについては、南相馬市個人情報保護条例の定めるところによる。

4．記録の保存

調査により把握した情報の記録は、南相馬市文書管理規程に基づき適切に保存する。なお、この記録については、重大事態の調査を行う主体が実施した調査の記録のほか、学校が定期的に行うアンケート調査、個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒・教職員に対する聴き取り調査を行った際の記録等も含む。

いじめの防止等のための対策に係る市・教育委員会及び学校の組織図

